# 食品等の自主回収報告制度の創設 食品衛生申請等システムの利用方法

## 食品等のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提 供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届 出を義務付ける。





- 改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った 場合、行政へ届出することが義務化されます。
- 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。
- 行政への届出は、2021年6月までに義務化されます。





厚生労働省

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 〒100-8958 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 電話 03-5253-1111(代)





# 「食品衛生申請等システム」の開始に伴い、 ネットで申請・届出ができるようになります

2020年7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。こ れにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった 営業許可等の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができ るようになります。営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜ ひご活用ください<sup>※</sup>。

※全国一律の営業届のタイミングについては、システムのお知らせ機能でご連絡します。
※これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。
※営業許可申請(変更届、承継届、廃業届含む)、食品等自主回収情報管理機能については、
2021年6月から開始されます。



#### 自主回収報告の公表ページ

- 報告された回収情報は、厚生労働省のホームページで公表します。
- 事業者は、広範囲に情報を伝達することができ、消費者への喫食防止、回収案内 等の注意喚起が促せます。
- 消費者の皆さまは、自主回収に関する情報を収集することができます。

#### ○自主回収報告の公表ページ(厚生労働省ホームページ)

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/

食品衛生申請等システムの利用方法は、 マニュアルをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000628981.pdf

一般の方向け画面		食品等事業者の方向け画面	>
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare		ひと、くらし、みらいのために の 厚生労働省 Ministry of Heath, Labour and Welfare	
<b>食品衛生申請等システム</b> The Food business Application System for licenses, export certificates and report of food recalls		<b>食品衛生申請等システム</b> He Food business Application System for licenses, export certificates and report of food recalls	
	and the second second	会 営業許可・届出	-ב=א
(2) 食品リコール	×=	営業の届出 >	「食品衛生申請等システム」
公開回収事案検索	「食品衛生申請	②食品リコール	2020年7月20日から「食品 これにより、今まで営業所を所 営業許可等の手続きの効率化が
<b>オープンデータ</b>	2020年7月20 これにより、今ま 営業許可等の手紙	リコール情報の届出     >       リコール情報の検索     >	<ul> <li>※ 全国一律の営業届のタイミン</li> <li>※ これまでの窓口への申請・扉</li> <li>※ 営業許可申請等(変更届、 <sup>1</sup></li> </ul>
食品等営業許可・届出一覧	※ 全国一律の営業		「お知らせ ―――
	<ul><li>※ これまでの窓L</li><li>※ 営業許可申請等</li></ul>	マイアカウント管理     マイアカウント管理     マイアカウント管理     マイアカウント     マー	<
	┌─ お知らせ -	(プロフィール変更	復戦開始口 まニ 2020-09-11
	<	(パスワード変更 >)	表示 2020-09-11
			表示 2020-07-20

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/\_link.do

https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

#### 食品等事業者の方向け画面



https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

### 食品衛生申請等システムの利用方法

#### Step1 食品等事業者情報登録(初回のみ)

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請 等システムにアクセス\*1
- ② GビズID<sup>※2</sup>の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録



ふ」をラックすることにホページが表示されよす。 <u>OAndroid (Chrome)の場合</u> Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メ ニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。





#### Step 2 各種申請(届出)の手続方法

- ログインIDとパスワードを入力し、ログイン ※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス
- 申請したい項目(届出)を選択
- ③ 営業施設情報を入力
- ④ 申請(届出)
   ※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせ があることがあります。



営業車の自動車管導面号 車として取り扱う食品又は添加

12.78

UCROBOBARIES



- AR 007

【システムに関するお問い合わせ】 厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/index.html